

平成 19 年 3 月 14 日
企業会計基準委員会

企業会計基準第 12 号
「四半期財務諸表に関する会計基準」及び
企業会計基準適用指針第 14 号
**「四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針」
の公表**

公表にあたって

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、金融商品取引法の制定により、上場会社等を対象として平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から四半期報告制度が導入されることに伴い、四半期財務諸表の作成基準について検討してまいりました。

今般、平成 19 年 3 月 6 日の第 124 回企業会計基準委員会において、標記の企業会計基準とその適用指針（以下「本会計基準等」という。）を承認しましたので、公表いたします。

本会計基準等につきましては、平成 18 年 11 月 1 日に公開草案を公表し、広くコメント募集を行った後、当委員会において寄せられたコメントを検討し、公開草案の修正を行った上で、公表するに至ったものです。

本会計基準等の概要

■ 目的

本会計基準は、四半期連結財務諸表及び四半期個別財務諸表（以下合わせて「四半期財務諸表」という。）に適用される会計処理及び開示を定めることを目的とする。

■ 四半期財務諸表の範囲

四半期報告書に含まれる財務諸表は四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書から構成される。なお、四半期株主資本等変動計算書は、四半期開示制度が定着している米国の状況や四半期開示における迅速性の要請などを踏まえて開示を求めず、株主資本の金額に著しい変動があった場合には、主な変動事由を注記事項として開示することとする（会計基準第 5 項及び第 6 項、第 19 項（13）、第 25 項（11）及び第 36 項参照）。

また、四半期連結財務諸表を開示する場合には、四半期報告制度での取扱いも踏まえ、四半期個別財務諸表の開示は要しない（会計基準第 6 項ただし書き参照）。

■ 四半期財務諸表等の開示対象期間

四半期財務諸表等の開示対象期間は、次のとおりとする（会計基準第 7 項参照）。

1. 四半期会計期間の末日の四半期貸借対照表及び前年度の末日の要約貸借対照表
2. 四半期会計期間（3 か月情報）及び期首からの累計期間の四半期損益計算書、並びに前年度におけるそれぞれ対応する期間の四半期損益計算書
3. 期首からの累計期間の四半期キャッシュ・フロー計算書及び前年度における対応する期間の四半期キャッシュ・フロー計算書

■ 会計処理

会計処理の原則及び手続は、四半期特有の会計処理を除き、原則として年度の財務諸表と同じ会計処理を採用する。ただし、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、簡便的な会計処理によることができる（会計基準第 9 項及び第 20 項参照）。

四半期特有の会計処理には、原価差異の繰延処理、後入先出法における売上原価修正及び税金費用の計算がある（会計基準第 11 項から第 14 項及び第 22 項、適用指針第 10 項、第 18 項、第 19 項、第 22 項及び第 23 項参照）。

また、簡便的な会計処理としては、中間財務諸表の作成で認められている会計処理に加え、一般債権の貸倒見積高の算定方法、原価差異の配賦方法、減価償却費の算定における予算制度の利用、税金費用の算定方法などがある（適用指針第 3 項、第 6 項、第 8 項、第 9 項、第 11 項から第 13 項、第 15 項から第 17 項、第 20 項及び第 27 項から第 30 項参照）。

■ 開 示

(1) 四半期財務諸表の科目の表示

四半期財務諸表の表示科目は、財務諸表利用者の判断を誤らせない限り、集約して記載することができる（会計基準第 17 項及び第 23 項参照）。

また、四半期財務諸表の表示科目及び表示区分については、年度の財務諸表における表示との整合性を勘案しなければならない（会計基準第 18 項及び第 24 項参照）。

(2) 注記事項

注記事項は、年度の財務諸表や中間財務諸表と比較して開示の迅速性が求められていることなどを踏まえ、中間財務諸表よりも注記項目及び注記内容の簡略化を図ることとし、前年度と比較して著しい変動がある項目など、財務諸表利用者が四半期財務諸表を理解する上で重要な事項の開示を求めることとする（会計基準第 55 項参照）。

具体的な注記項目としては、セグメント情報、1 株当たり四半期純損益等のように必ず記載を求める事項と、重要な会計処理の原則及び手続の変更や株主資本の金額に著しい変動があった場合、継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合、重要な企業結合や事業分離、重要な偶発債務、重要な後発事象等に該当する事由が生じた場合に記載を求める事項が挙げられる（会計基準第 19 項及び第 25 項、適用指針第 33 項から第 80 項参照）。

なお、本会計基準等で規定した項目は最小限の項目を掲げており、個々の企業集団又は企業が事業内容や事業形態を踏まえ、これを上回る開示を行うことを妨げない（会計基準第 55 項参照）。

■ 適用時期等

本会計基準等は、四半期報告制度の導入時期にあわせて、平成 20 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度から適用する。なお、適用初年度においては、前年度の対応する四半期会計期間及び期首からの累計期間の四半期損益計算書等の記載を要しない（会計基準第 26 項及び第 27 項参照）。

以 上